

別紙

所属所メンタルヘルス関連講座助成実施要項

1 助成目的

所属所において組合員及び被扶養者を対象としたメンタルヘルスに関連する講座や研修会等（以下「メンタルヘルス関連講座」という。）を行った際に、その費用を助成することにより、組合員及び被扶養者のメンタルヘルス問題への意識向上を図り、担当職員等の問題解決のための技術等を学ぶ機会を作ることを目的とする。

2 助成内容

所属所が行うメンタルヘルス関連講座に要した費用について、1所属所1年度あたり200,000円を上限として助成する。

3 助成条件

- メンタルヘルス問題を主とした内容であること。
- 組合員及び被扶養者を対象としていること。
- 当該年度内に実施されること。
(ただし、3月末日までに助成金の請求を行うものとする。)
- 「4 助成手順」に則って申請及び請求されること。

4 助成手順

- 所属所は助成を受けようとするメンタルヘルス関連講座について、実施の1か月前までに、「所属所メンタルヘルス関連講座助成金事前申請書」を作成し、共済組合へ提出する。(事前申請)
- 共済組合は、「所属所メンタルヘルス関連講座助成金事前申請書」受領後2週間以内に助成の可否を所属所へ通知する。
- 所属所は助成対象となったメンタルヘルス関連講座の開催後、1か月以内(3月に開催の場合は当該年度の3月末日まで)に以下の書類を共済組合に提出し、助成金の請求を行う。
 - ア 「所属所メンタルヘルス関連講座助成金請求書」
 - イ メンタルヘルス関連講座に要した費用の分かる書類
(領収書又は支出命令書の写し等)
 - ウ メンタルヘルス関連講座で使用した資料
- 共済組合は所属所から□に掲げる書類を受領し、その内容が事前申請の内容に沿ったものであることを確認した場合、受領した月の翌月20日までに助成金の交付決定を通知し、受領した月の翌月25日(土日祝日の場合は翌日)に助成金の交付を行う。